

発言要旨	事務局回答
<p>1</p> <p>意見としては、この条例を策定するのであれば、可能な限り限定的な規制にすべきと考えており、そのため、客引きや勧誘の定義はしっかりと記載してもらうことは絶対的に必要だと思っている。また、もし客引き、勧誘行為の定義に当たるような行為であっても、立法事実からしてそこまでを規制する必要がないという行為であれば、法令でよくあるように、適用除外のような条文を検討することもあるのではないかと考えている。</p> <p>例えば、いわゆるオプトイン・オプトアウト規制のように、観光客や通行人がその勧誘を受けることについて承諾をした場合はもちろん誘っていいとか、嫌だと言っている人を誘ってはいけないというレベルの場合と、まず先に勧誘してもいいですかということを確認して、いいよと言った場合に初めてできるというような規制の場合もある。そのような適用除外や、ただし書のようなものも検討していただけるのであればと考えている。</p>	<p>公共の場所における客引き行為等を規制するにあたり、規制する場所や行為等の定義について具体的に規定することにより、営業の自由に配慮した内容にしたいと考えております。</p> <p>また、いわゆるオプトイン・オプトアウト規制については、人通りの多い交差点にて、通行のスムーズな流れを阻害する恐れがあることや通行人の許諾の意思を確認する必要があるため、客引きに対する指導等を円滑に行うことが困難になる恐れがあることから、現実的に導入は困難ではないかと考えているところです。</p>
<p>2</p> <p>民間の建物や場所については、その民間の事業者の管理権の下にあります。そのため、問題があればその管理者がルールを決めた上で、それを守らない人については、立入りを制限もしくは退去させればよいという話なので、条例でそこまでの規制をするのは不要ではないかと考えている。</p>	<p>ご指摘のとおり、事業者等が所有・管理する施設等は、事業者等が管理すべきであると考えます。しかし、地元団体等の要望において、ラフィラ跡地にすすきの交差点から直接アクセス可能なオープンスペースの設置が予定されていることから、手立てを講じなければ深夜帯や厳冬期等に、客引き等のたまり場と化す懸念があることから、規制の対象に加えて欲しいとの要望があります。また、他政令市では、その場所が不特定かつ多数の者の通行の用に与する公共性の高い場所であれば、管理者等の同意が得られる場合に対象に含めている例もあることから、本市としましては、この例に倣い規制が必要ではないかと考えております。</p>
<p>3</p> <p>自店舗、営業の自由に最大限配慮する観点から、自店舗前での一定範囲の客引き行為を認めるとあります。自店舗から1メートル以内の客引き行為を認める趣旨だと理解していますが、例えば自分の店の前がすぐ歩道だとか車道だというときに、果たしてこれで規制できるのかという疑問があるのです。そこら辺はどんなふうにご検討されているのでしょうか。</p>	<p>いわゆる1mルールについては、公道での営業行為を許容するわけではありません。そのため、例えば自店舗前がすぐに歩道や車道といった場合には、原則として、客引き行為等は認められないものと考えております。</p>

発言要旨	事務局回答
<p>4</p> <p>①自治体の実態調査からいっても札幌市や狸小路の辺りまで規制にかかる必要はないと考える。いわゆる薄野地区で足りるのではないかと、そのように限定するのが相当ではないかと考える。</p> <p>②客引き行為の分布図を見ると、確かに一番多いのは薄野エリアであるが、札幌駅の周辺にも一定数ある。そのため、あえてススキノ条例と異なるエリアにするのではなく、同じエリアで指定したほうが、分かりやすいということも含めて、札幌駅の周辺で実態もあるということであれば、同じエリアでいいのではないかと。</p> <p>③薄野地区だけとか札幌駅周辺だけというのは、違和感がある。ほかではやっていいのかとか、もともと規制する理由が何なのかとか、迷惑をかけたか実際に被害を与えたりすることであれば、市内全域ということでもいいのではないかと。</p>	<p>事務局回答</p> <p>客引き行為等を禁止する範囲については、委員の皆様の意見として、</p> <p>①実態調査の結果から客引きが多く確認されている「すすきの地区」に限定すべきとの考え</p> <p>②客引きが札幌駅からすすきの地区まで一定程度確認できており、市民へのわかりやすさを考えても「ススキノ条例」と同様の範囲とすべき</p> <p>③札幌市全域で規制するのが妥当である</p> <p>このように多様な意見が出ていることや今後は設定する規制区域により客引きの動向が変化する可能性も踏まえると、委員の皆様の意見を踏まえ、営業の自由を考慮しつつ、合理的な範囲を検討した上で、すすきの条例と同様に市長による告示で区域を示すことにしたいと考えております。</p>
<p>5</p> <p>違反者情報の公表について、熊本市の条例では、命令内容、氏名、住所、店舗の名称、所在などを公表するとなっているが、他政令市では実際にどのような形で公表しているのか。また、実際の運用はどのように行われているのか。</p> <p>秩序罰を科す条例を制定する以上、何らかの制裁を科すしかないが、トカゲの尻尾切りはもちろん良くないので、両罰規定を科すというのも相当なことだと思う。ただし、罰則そのものが不利益な制裁であるので、ホームページに公表することまでは必要ないのではないかと。特に、営業主体を公表するというのはある程度意味のあることだが、本当にトカゲの尻尾切りのような、現場で働かされて客引きをして捕まってしまった個人名まで公表するのは、行き過ぎではないかと。</p>	<p>他政令市において、公表は市のホームページ、報道機関への情報提供、市役所の掲示場などで実施しています。また、実際の運用については、公表するまでの手続として、客引き等に対する指導、勧告、命令を行ったうえで、命令に従わない場合に公表することとなります。なお、公表の判断については、原則として公表とするものの、対象者が「未成年」、「公表事項に不確定要素」、「その他違反者に斟酌すべき事情等」がある場合には公表を差し控えており、違反者の背景や事情等を総合的に勘案しながら、公表の可否を決定していると伺っております。</p> <p>本市としましては、事業者のみの違反情報等を公表することを原則と考えますが、悪質なフリー（個人）による客引きが存在する可能性も考慮し、個人も併せて公表対象とする必要があると考えております。なお、運用にあたっては、他政令市の例を参考に、個々の実情を勘案しながら、真に公表が必要な場合を見定めた上で実施してまいりたいと考えているところです。</p>
<p>6</p> <p>市の施策に対して協力するようという努力義務の規定までは、要らないのではないかと。市民や事業者等が当事者となる場合には、それは守らないといけないという努力義務を課す必要があるが、当事者とか市が守るに当たって、第三者も協力しないといけないというところまでは、要らないのではないかと。</p>	<p>条例の目的を達成するためには、特に市民や事業者の客引き行為等の防止に係る意識の啓発に対する協力は不可欠なものと考えております。また、条例を制定している全政令市では、市の施策に何らかの協力をする努力義務を課していることから、委員の意見も踏まえ、必要最小限の内容に限定した上で、市民や事業者に対して努力義務を規定できないかと考えております。</p>

発言要旨	事務局回答
<p>7 テナントの賃貸契約時の条件や解約のことについては、暴力団排除条項の努力義務のようなものとするが、これは民間業者が独自に判断すべき話であり、暴力団とは別に類するもののため、これはやり過ぎではないか。実際に不動産会社の仕事を行っているが、一々、定型約款の条項にこういうものを盛り込むのは、努力義務であっても、業者としては、あまりにも負担が大き過ぎ、行き過ぎの介入と考える。</p>	<p>ビルオーナーの中には、客引き等の未然防止や抑止効果の観点から貸与契約時の措置を条例に規定して欲しいとの要望もあるところであり、本市としましても同様の観点から、「努力義務」若しくは「努力義務ではないとしても任意規定（「～できる」規定）」等による条例への規定が必要ではないかと考えております。</p>